

令和3年12月22日発行



登米市豊里町土地改良区の地区全景

[発行者] **水土里ネット 豊里**
 登米市豊里町土地改良区
 宮城県登米市豊里町新町3番地10
 TEL 0225(76)2168
 FAX 0225(76)2159
 URL <http://toyoto.sakura.ne.jp>

【目次】

- ご挨拶 2ページ
- 役員選挙、人事往来・表彰、不法投棄について 3ページ
- 令和2年度決算など（臨時総代会提出議案（R3.8.5開催）） 4～5ページ
- 令和3年度予算など（通常総代会提出議案（R3.3.19開催）） 6～7ページ
- 改良区からのお知らせ 8ページ

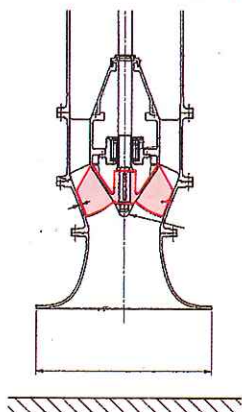
水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型） 境沢地区 揚水機場緊急補修工事



羽根車 交換前



羽根車 交換後



交換箇所

かいりょうくの基礎数値（令和3年4月1日現在）

○受益面積 1,133.2[㍍]
 ○組合員 761名



総代：36名
 理事：7名
 監事：2名
 職員：9名

（うち臨時2名）

～ ご 挨拶 ～

理事長 阿 部 公



水土里ネット豊里広報40号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

初冬の候、組合員の皆様方には益々ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。また、常日頃から本土地改良区の事業推進、そして業務・運営に特段のご理解とご協力を頂いておりますことに対し、衷心より厚く御礼を申し上げます。

今年の稲作は、比較的天候も順調で作況指数101の平年並み、そして一等米比率も98.37%と聞いております。しかしながら、長引くコロナ禍によって外食産業のコメ需要減退で在庫が積み上がり、余剰感が膨らんだことにより、今年の米の概算金が大幅に下落いたしました。

その根底には、長年実施された減反政策が2018年に廃止されたことも大きな要因であると思います。今年の米価下落が来年以降には影響がないことをただただ願うだけでございます。

さて、近年は地球温暖化がますます顕著になり、気温の上昇や異常な集中豪雨等が全国各地で発生しております。予測不能な大災害がいつ・どこで起きてもおかしくなく、常に緊張感を持って対応しなければ…と心がけております。本土地改良区では幸い、県営農村地域防災減災事業豊里地区により、新三沼排水機場と新十五貫排水機場が完成し、それに加えて番江基幹排水機場とともに3機場の運転によって、災害を未然に、最小限に防ぐ体制が確立されましたので、今まで以上に気を引き締めて排水対策に万全を期したいと考えております。

今後とも組合員のために創意工夫し知恵を絞りながら、所期の目的達成のために努力して行きたいと思っております。

次に、基幹となる境沢揚水機場ですが、昨年(令和2年)の揚水終了後にポンプを点検したところ、経年劣化による腐食や摩耗によりφ800mmポンプの羽根車1枚に5mm程度の穿孔(穴)が見つかりました。このままでは令和3年の用水に支障が出ると判断し、緊急補修工事として羽根車(鋳物をステンレス製に)の交換工事に即着手し、揚水開始に間に合うよう無事完成することができました。

それから、県営ほ場整備事業の借入れ償還金について、鵠波地区はすでに完済しておりますが、豊里地区についても繰り上げ償還により、令和3年度を以って完済となります。これで県営ほ場整備事業の借入金は全て完済となり、来年度からの賦課金も下がることとなります。

なお、これからの最重要課題は老朽化した土地改良施設(揚水機場等)を適正に管理し、長寿命化させることです。ストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業などにより、適切な管理と補修を行うように対策を講じてはおりますが、登米市や宮城県の予算措置が厳しい状況にあり、思うように適期に整備ができないのが実情です。今後は、組合員そして総代の皆様方のご協力のもと役職員一丸となり、予算獲得の要請に努めなければなりません。また、多面的機能支払交付金制度の豊里地区環境保全会広域協定の事務を受託しておりますが、資源向上支払(施設の長寿命化)により、土地改良施設の維持管理工事も行って貰っており、維持管理費の組合費負担軽減に多大なる貢献を頂いており、厚く御礼を申し上げますとところでございます。

終わりに、新型コロナウイルスの新規感染者数がだいぶ減っては参りましたが、終息がまだまだ見えない中ではありますが、今後とも以前にも増したご支援ご協力のほどお願い申し上げ、皆様方の益々のご発展とご繁栄、そしてご多幸をご祈念申し上げ挨拶といたします。

役員選挙が行われます

当土地改良区の役員は理事7名と監事2名です。理事は総代会の決議と定款及び規約に従って、外に対しては土地改良区を代表し、内にあるは業務を執行する機関です。また、監事は土地改良区の業務及び財産の状況を監査する機関です。このように、役員は運営の中核となり、重要な責務を担っています。

現任役員は、以下の日をもって任期満了となりますので、次期役員選挙を任期満了の前日60日から10日までに行うこととなります。(登米市豊里町土地改良区役員選挙規程第3条の規定)

なお、役員選挙は被選挙権を有し、立候補もしくは推薦された組合員のうちから、総代会で選挙による投票を行い、当選人を決定します。(登米市豊里町土地改良区定款第17条第1項、登米市豊里町土地改良区役員選挙規程第1条、第2条) 役員選挙の詳細については、改めてお知らせします。

	理 事	監 事	次に掲げる者は、役員の新選挙権を有しません。 一 組合員でない者 二 法人 三 未成年者 四 破産者で復権のできないもの 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
現任役員の新選挙権日	令和4年4月16日	令和4年4月7日	
新役員の新選挙権(4年)	令和4年4月17日 ～ 令和8年4月16日	令和4年4月8日 ～ 令和8年4月7日	

人事往来・表彰

※敬称略

●新規採用●

【令和3年4月1日付】

工務課 技師補

佐々木 寛 和



豊里町の農地を守る組織の一員として、農業の発展と地域の安全のため、業務に取り組んで参ります。ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

●退 職●

【令和3年3月31日付】

工務課 技術主査

佐々木 徳 章



定年退職後、嘱託職員として引き続き勤務いただけていました。長い間、土地改良事業に尽力いただき、本当にありがとうございました。

●表 彰● 宮城県土地改良事業団体連合会東部支部 土地改良功労者表彰

令和3年6月23日に宮城県土地改良事業団体連合会東部支部長から土地改良功労者として表彰されました。おめでとうございます。更なるご活躍をご期待申し上げます。

副理事長

渡辺 重利



理 事

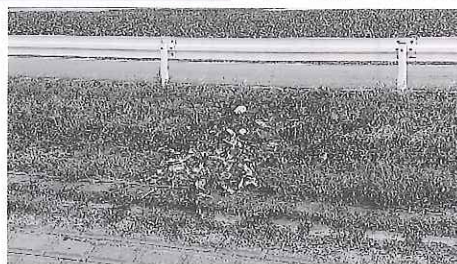
加藤 政昭



不法投棄が確認されています

当土地改良区の管理施設において、令和3年度に不法投棄が確認されています。廃棄物(ゴミ)の不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると罰則が科されます。

不法投棄は「しない」、「させない」、「許さない」を合い言葉に、大切な農地と一緒に守っていきましょう。



令和3年度 第1回臨時総代会提出議案

と き 令和3年8月5日(木) 午前9時30分
 ところ 登米市豊里町土地改良区 ※書面による議決権行使

全提出議案可決承認

- 第1号議案 令和2年度事業報告並びに財産目録承認について
- 第2号議案 令和2年度一般会計収入支出決算の承認について
- 第3号議案 令和2年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営鶉波地区ほ場整備事業、(5)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出決算の承認について
- 報告第1号 監査報告
- 第4号議案 登米市豊里町土地改良区定款の一部変更について
- 第5号議案 登米市豊里町土地改良区役員選挙規程の一部変更について
- 第6号議案 令和3年度一般会計収入支出補正予算議決について
- 第7号議案 令和3年度特別会計【(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出補正予算議決について



議長の佐々木 礼蔵 氏

令和2年度決算および財務の状況 (187,191,831円の使い道)

一般会計決算

(繰越金 30,012,248円)

収入 187,191,831円

支出 157,179,583円

科 目	収入決算額	比 率
1 款 組合費	117,334,481円	62.68%
2 款 基本財産収入	1,941円	0.00%
3 款 使用料	1,981,308円	1.06%
4 款 補助金・5 款 受託料・6 款 交付金	34,363,710円	18.36%
7 款 雑収入	1,175,089円	0.62%
8 款 前年度繰越金	26,012,861円	13.90%
9 款 特別会計繰入金	6,322,441円	3.38%
10 款 借入金	0円	0.00%

科 目	支出決算額	比 率
1 款 事務費・2 款 選挙費	31,447,331円	20.01%
3 款 事務所費	1,506,380円	0.95%
4 款 維持管理費	53,375,395円	33.96%
5 款 事業費	25,198,098円	16.03%
6 款 事業分担金・8 款 負担金	3,775,152円	2.40%
7 款 借入償還金	1,858,918円	1.18%
9 款 諸費	9,470,309円	6.03%
10 款 特別会計繰出金	30,548,000円	19.44%

特別会計決算

科 目		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
会 計 名		職員退職死亡 給与積立金	財 政 調 整 積 立 金	地 区 除 外 決 済 金	県営鶉波地区 ほ場整備事業	県営豊里地区 ほ場整備事業
収 入	組 合 費	-	-	-	0	10,800
	繰 入 積 立 金	5,500	0	-	-	-
	繰 入 金	-	-	-	0	13,788
	助 成 金	-	-	-	0	-
	雑 収 入	11	13	12	0	177
	繰 越 金	76,862	145,819	2,344	2	2,811
	地 区 除 外 決 済 金	-	-	135	-	-
	抛 出 金	-	-	-	-	-
受 入 金	-	11,260	-	-	-	
合 計		82,373	157,092	2,491	2	27,576
支 出	分 担 金	-	-	-	-	0
	職員退職死亡給与金	0	-	-	-	-
	農林漁業資金償還金	-	-	0	0	24,620
	一般会計繰出金	-	6,040	280	2	-
	特別会計繰出金	-	0	0	-	-
	管 理 費	-	-	-	0	0
予 備 費	0	0	0	0	0	
合 計		0	6,040	280	2	24,620
次 年 度 繰 越 金		82,373	151,052	2,211	0	2,956

財産目録

■ 資産合計 309,072千円

単位：千円

○流動資産	33,659
現金及び預貯金（普通預金4口）	32,968
短期未収入金（未収賦課金等）	691
前払金（工費用資材）	0
○固定資産	275,413
土地（事務所敷地513.26+70.73=583.99㎡）	5,791
建物設備（鉄骨造二階建（事務所））	14,650
機械器具（発電機・水中ポンプ他12点）	2,317
車輛運搬具（エブリイ他2台）	4,399
備品（雨量計他151点）	8,754
職員退職死亡給与積立金（定期2口、普通1口）	82,373
地区除外決済金（定期1口、普通1口）	2,211
財政調整積立金（定期2口、普通1口）	151,052
長期未収入金（未収賦課金等）	2,911
出資金（農林中金・JAみやぎ登米・宮城県土地改良基金）	955

■ 負債合計 38,973千円

単位：千円

○流動負債	4,708
前受金	0
未払金	0
借入金（短期負債1件の内訳参照）	4,708
○固定負債	34,265
借入金（長期負債9件の内訳参照）	34,265

■ 借入金の内訳 38,973千円

借入先名	借入事業名	借入金残高 (千円)	借入利率 (%)	償還完了 年 度	借入 件数
日本政策金融公庫	豊里地区県営 ほ場整備事業	23,731	1.25 ~2.95	R3 ~R6	4
	県営農村地域 防災減災事業 豊里地区	9,533	- ~0.45	R5,R8, R9,R12	5
	農業水路等長寿 命化・防災減災 事業二ツ屋地区	5,709	0.10	R21	1
合 計		38,973	-	-	10

財産目録とは、

決算の時点において、当土地改良区が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）とすべての負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にし、財産状況を明らかにしたものです。

施行事業・工事の内訳

■ 一般維持管理工事

単位：千円

費 目	名 称	施行場所	工 事 概 要	施行額
用水施設維持費 (4款1項4目)	用水管路	豊里町地内	パイプライン給水栓剥離補修・漏水調査	5件
	幹線用水路	上下沼~上沼田地内	用水路浚渫	1式
	剪定工事	小口前地内	記念碑敷地高木樹木整姿剪定	1式
	その他	地区内全域	用水施設維持管理	1式
排水施設維持費 (4款1項5目)	堤塘仮復旧	中沼田地内	三沼承水路堤塘仮復旧	L=34.6m
	排水施設	地区内全域	排水施設維持補修	1式
揚水修繕費 (4款2項4目)	揚水機場	豊里町地内	境沢、下沼、寿崎第1、轡波第2、長根、七塚揚水機場	1式
	その他	地区内全域	揚水機場修繕	1式
排水修繕費 (4款3項4目)	三沼排水機場	川前地内	接地抵抗値改修	1式
	番江排水機場	外一番江地内	ろ過配管修理、No.3エンジン点検	1式
	十五貫排水機場	七番江地内	エンジン点検	1式
	その他	地区内全域	排水機場修繕	1式
合 計				6,396

■ 土地改良施設維持管理適正化事業（国30%、県30%、地元40%）

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
豊里地区（適正化41）1号 番江第1揚水機場整備補修工事 (5款1項1目)	四番江地内	φ300mm×37kw両吸込渦巻ポンプ1台及び補機の整備補修 電気設備及び遠方監視子局装置の整備補修	1式 1式
豊里地区（適正化44）1号 番江第2揚水機場整備補修工事 (5款2項1目)	四番江地内	補機類（封水ポンプ、真空ポンプ、小配管）の整備補修 電気設備及び除塵機の整備補修	1式 1式
合 計			14,135

■ 農地耕作条件改善事業（定額助成）

単位：千円

工 事 概 要	施 行 額
工事雑費及び事務費（5款3項1目）	1,063
合 計	1,063

■ 水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）（国50%、県14%、市5%、地元31%）

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
境沢地区（基幹水利）1号 揚水機場緊急補修工事 (5款4項1目)	境沢地内	φ800mm立軸斜流ポンプ羽根車、消耗部品 (軸受等) 交換	1式
合 計			10,000

令和2年度 第2回通常総代会提出議案

と き 令和3年3月19日（金）午前9時30分
 ところ 登米市豊里町土地改良区 ※書面による議決権行使

全提出議案可決承認

- 報告第1号 監査報告
- 第1号議案 水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型 緊急補修工事）計画承認について
- 第2号議案 令和2年度一般会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- 第3号議案 令和2年度特別会計【(2)財政調整積立金】収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- 第4号議案 令和2年度一般会計収入支出補正予算議決について
- 第5号議案 県営ほ場整備事業豊里地区の事業償還金の繰上償還について
- 第6号議案 令和3年度一時借入れについて
- 第7号議案 令和3年度農地転用に伴う地区除外決済金の算定について
- 第8号議案 令和3年度役員報酬について
- 第9号議案 令和3年度組合費賦課金額・用排水施設使用料及び徴収方法の決定について
- 第10号議案 令和3年度一般会計収入支出予算議決について
- 第11号議案 令和3年度特別会計【(1)職員退職死亡給与積立金、(2)財政調整積立金、(3)地区除外決済金、(4)県営豊里地区ほ場整備事業】収入支出予算議決について
- 第12号議案 令和3年度金銭預入先金融機関の議決について



議長の佐々木 礼蔵 氏

令和3年度一般会計総予算額 177,326千円（令和3年8月補正含む）

令和3年度予算構成の主な事項

令和2年の用水終了後、境沢揚水機場φ800mmポンプの羽根車1枚に直径5mm程度の穴が確認されました。施設の重要度・劣化度合から、この状態では令和3年度に稼働させることは非常に厳しいと判断され、宮城県に新規土地改良事業の採択申請を行い、水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）緊急補修工事によって、令和3年度の用水開始に間に合うよう工事を進めました。

令和3年度の事業費は、維持管理適正化事業により番江第3揚水機場の整備として880万円を計上しています。

また、県営ほ場整備事業豊里地区の令和2年度末の借入金元金残額が23,731千円であり、定期償還日の償還利息を加えても令和2年度の償還金額よりも少ないことから、農家の負担軽減を図るため令和3年度で財政調整積立を一時的に繰り替え運用して早期に全額繰上償還し、完済すべく予算計上しています。なお、繰り替え運用した金額は賦課金納入後に財政調整積立金に戻すようになります。

今年度も不足している職員退職死亡給与積立金、財政調整積立金の積み増しによりその充足を図っています。

組合員の負担軽減につなげられるよう、豊里地区環境保全会広域協定の組織への事務的・技術的支援を継続していますので各活動組織の活動に参加いただき、土地改良施設の維持管理等へのご協力も併せてお願いいたします。

また、令和2年度からは資源向上支払交付金（施設の長寿命化）が交付され、施設の長寿命化工事も本格的に行えるようになり、土地改良施設の維持管理工事費の軽減に貢献いただいています。

揚水機場などの施設は、県営ほ場整備事業が完了し20年以上が経過していますので、年々の維持管理費が増大傾向となってきました。維持管理適正化事業に加え、今後はストックマネジメント事業にも取り組むことで、定期的に整備を行い、土地改良施設の延命を図りながら維持管理費の削減に努めてまいりたいと考えています。

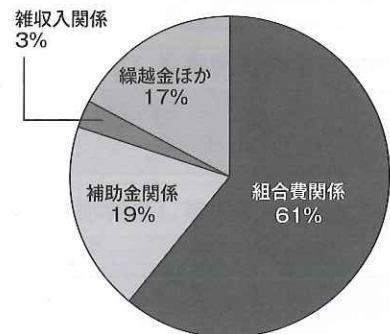
農業を取り巻く環境はより一層の厳しさを増しており、経費が増大する要因が多い中で組合員の実情を考えると、今まで以上に経費削減を心がけ工夫しながら予算編成を行い、一般会計の賦課金については前年度より少しでも引き下げとなるよう努力しました。事業の執行にあたりましては、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、本土地改良区の所期の目的達成のため役員一丸となり尚一層の努力をしております。

一般会計予算

【収入の部】

単位：千円

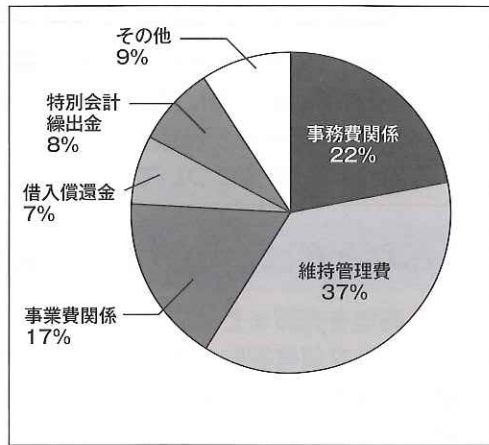
科 目	予算額		比 較	予算比率
	本年度	前年度		
1 組 合 費	105,499	117,988	△ 12,489	59.49%
2 基本財産収入	4	4	0	0.00%
3 使 用 料	1,921	1,988	△ 67	1.08%
4 補 助 金	14,945	20,060	△ 5,115	8.43%
5 受 託 料	11,937	12,423	△ 486	6.73%
6 交 付 金	7,425	11,880	△ 4,455	4.19%
7 雑 収 入	5,327	5,397	△ 70	3.00%
8 前年度繰越金	30,012	26,012	4,000	16.92%
9 繰 入 金	256	6,324	△ 6,068	0.14%
10 借 入 金	0	0	0	0.00%
合 計	177,326	202,076	△ 24,750	100.00%



【支出の部】

単位：千円

科 目	予算額		比 較	予算比率
	本年度	前年度		
1 事務費	37,090	33,400	3,690	20.92%
2 選挙費	109	270	△ 161	0.06%
3 事務所費	2,522	2,171	351	1.42%
4 維持管理費	65,814	67,561	△ 1,747	37.11%
5 事業費	26,300	43,200	△ 16,900	14.83%
6 土地改良事業分担金	3,473	3,473	0	1.96%
7 借入償還金	1,902	1,907	△ 5	1.07%
8 負担金	1,084	697	387	0.61%
9 諸 費	9,877	9,833	44	5.57%
10 特別会計繰出金	25,025	30,548	△ 5,523	14.12%
11 予備費	4,130	9,016	△ 4,886	2.33%
合 計	177,326	202,076	△ 24,750	100.00%



施行事業・工事の内容

■一般維持管理工事

単位：千円

費 目	名 称	施行場所	工 事 概 要	施行額
用水施設維持費 (4款1項4目)	幹線用水路	上下沼～上沼田地内	用水路浚渫	1式
	湧水処理工事	下沼田地内	下沼幹線用水路湧水処理	L=115m
	その他	地区内全域	用水施設維持補修	1式
排水施設維持費 (4款1項5目)	湧水処理工事	昭和地内	三沼承水路湧水処理	1式
	廃棄処理工事	外一番江地内	排水路伐採雑木廃棄処理	1式
	その他	地区内全域	排水施設維持補修	1式
揚水修繕費 (4款2項4目)	揚水機場	豊里町地内	吸水槽浚渫(鴉波第2、長根、寿崎第1)	3箇所
	その他	地区内全域	揚水機場修繕	1式
排水修繕費 (4款3項4目)	番江排水機場	外一番江地内	No.2エンジン点検	1式
	十五貫排水機場	七番江地内	エンジン点検	1式
	その他	地区内全域	排水機場修繕	1式
合 計				12,600

■土地改良施設維持管理適正化事業 (国30%、県30%、地元40%)

単位：千円

工 事 名	施行場所	工 事 概 要	施行額
豊里地区(適正化43)1号 番江第3揚水機場整備補修工事 (5款1項1目)	四番江地内	補機類・電気設備・除塵機整備補修	1式
合 計			8,800

特別会計予算

(1) (2) (3) (4) 単位：千円

科 目		会計名	(1) 職員退職死亡 給与積立金	(2) 財政調整 積立金	(3) 地区除外 決済金	(4) 県営豊里地区 ほ場整備事業
収 入	組 合 費		-	-	-	9,071
	繰 入 金・受 入 金		3,600	10,286	-	11,837
	助 成 金		-	-	-	-
	雑 収 入		20	12	6	90
	繰 越 金		82,373	151,052	2,210	2,955
	地 区 除 外 決 済 金		-	-	84	-
合 計			85,993	161,350	2,300	23,953
支 出	分 担 金		-	-	-	0
	職 員 退 職 死 亡 給 与 金		22,562	-	-	-
	農 林 漁 業 資 金 償 還 金		-	-	0	23,930
	繰 出 金		-	0	954	-
	管 理 費		-	0	-	-
	予 備 費		63,431	161,350	1,346	23
助 成 金 返 還 金		0	0	0	0	
合 計			85,993	161,350	2,300	23,953

⚠ 賦課金等は期限内に納めましょう ⚠

令和3年度組合費賦課金等の納入期限は「令和4年1月17日(月)」となっています。
 忘れずに期限内に納めるようにお願いします。
 納入期限後は、過怠金(延滞金、督促手数料)が発生しますのでご注意ください。
 なお、賦課金について、ご不明な点やご相談は当土地改良区の総務課までお問い合わせ下さい。

こんなときは土地改良区への届出が必要です! 悩んだときは、ご相談下さい!

- ✓ 農地を売買または交換したとき、相続や贈与したとき
- ✓ 農地を貸借契約(農地中間管理機構経由分を含む)したとき、または解約したとき
- ✓ 農業者年金の受給または後継者に経営を移譲したとき
- ✓ 組合員が亡くなられたとき
- ✓ 組合員の住所や電話番号が変わったとき

【届出書類】 組合員資格得喪通知書

- 土地改良法第43条の規定により資格喪失者と資格取得者が連名捺印を行い、その都度の届出が必要です
- 新しい組合員には、選挙権の付与と組合費が賦課されます

- ✓ 農地を宅地など農地以外に転用するとき
- ✓ 公共用事業などにより農地を売買したとき

【届出書類】 農地転用等の通知書、地区除外申請書

- 農地転用等の届出をし、その農地に係る地区除外決済金を納入していただくことになります
 - 届出をされない場合には、旧態のまま賦課されます
- ※届出書類はホームページからも取得できます。

令和3年度決済金内訳 (単位: 円/1,000 m²)

地区名		区分	決済金(単位:円)			計	前年度 比較
			借入償還	維持管理	事業費		
豊里(旧赤生津)地区(一般)	田		805	15,954	-	16,759	△2,505
	畑		805	4,343	-	5,148	△149
豊里県ほ	21型契約地	田	-	-	-	0	△19,877
		畑	-	-	-	0	△22,467
	21型非契約地	田	-	-	-	0	△9,856
		畑	-	-	-	0	△1,000
鶺波地区(一般)			0	15,948	-	15,948	△1,000
鶺波地区(県ほ)	田		0	-	-	0	△16,948
	畑		0	-	-	0	△4,337

「決済金」とは

上記のように、地区内から農地が除外された場合に、右記の決済金算定基準により、その農地が背負っている事業の償還金等を一括して決済していただくものです。



事前に確認して下さい!

未納賦課金は新しい耕作者が負担します!!

土地改良区の賦課金等を滞納している農地を売買や貸し借りなどで移動した場合、新たな耕作者が未納賦課金等を支払うこと(権利の承継)が法律で義務づけられています。

※同様に貸付地が戻ってきた場合にも未納賦課金等が付随します。

農地を売買や借受けする場合は、賦課金等の納入状況を事前に確認することが大切です。手続きする場合には常に確認が必要となりますので、注意して下さい。

《幹・支線排水路の堤塘に除草剤をまかないでください!》

堤塘に生えている草は、土でできている堤塘を守り、強くするという大事な役割を持っています。

ここで除草剤を使い、根から枯らしてしまえば、簡単に除草ができます。しかし、根から枯らしてしまうと、堤塘ははだかの状態になっているので、大雨などで崩れやすくなり、万が一の時に堤塘の役割をはたせなくなるかもしれません。**堤塘に生えている草に、除草剤をまかないようお願いします。**

